

つむぎちゃん通信



人と人とのつながりが広がる社会の実現

あけまして おめでとろございます



今月号の表紙 デイサービスセンターでお餅つき

東部デイサービスセンターでは、新年のイベントとして、餅つきと鏡餅作りを行っており、ご利用者さまの楽しい時間となっています。



目次	新年のごあいさつ／地域の福祉課題 聞かせて	P2
	松本市心身障害者福祉センター って知っていますか／成年後見人等のつどい	P3
	お知らせコーナー／福祉漫画あいちゃん	P4

【社協の使命】 私達は、誰もが安心して、自分らしく暮らし続けることができる、福祉のまちづくりを推進します。

発行:松本市社会福祉協議会



新年のごあいさつ

明けましておめでとうございます。お健やかに新年を迎えられたこと、謹んでお慶び申し上げます。また、日頃より当会の事業推進にあたり、ご理解ご協力を賜り、深く感謝申し上げます。



松本市社会福祉協議会
会長 小林 弘明

コロナ禍からの回復が進み、地域活動が活発に行われ始めているなか、当会では「地域福祉懇談会」を市内 35 地区すべてで開催いたしました。いただいたさまざまな意見にお応えし、当会活動を「見える化」するため、総合パンフレットの作成を進めています。また、今後、当会が地域で第一の福祉相談窓口となれるよう、体制の整備を進めます。引き続き、本年も皆さまのお声に耳を傾けながら、役職員一丸となって地域福祉の向上に取り組んでまいります。本年が皆さまにとって、幸せあふれる良い年となりますようご祈念し、年頭のごあいさつといたします。



地域の福祉課題 聞かせて

～ 社協地域福祉懇談会が全 35 地区で終了～

令和 4 年 3 月から 1 年半にわたって開催してきた「社協地域福祉懇談会」がこのほど 35 の全地区での開催を終えました。各地区の懇談会には会長はじめ社協の役職員が出向いて、社協の意義と事業を伝えるとともに今後の施策の方向性などを探るため、地区の役員や住民の方々と意見交換をしました。



地区の住民の参加は延べ 759 人で、参加者からは、「社協が何をやっているかわからない」、「地区役員の担い手がいない」などの意見があった一方、「子どもと高齢者の交流により町の活性化が図られる」といった提言もあり有意義な懇談会となりました。

他にはこのような意見がありました



- 行政と社協、町会の関係、やることの区別がわからない
- 地域づくりセンター・公民館・福祉ひろば・社協の職員が一堂に会して話し合う場が必要
- 民生委員の業務が増加傾向 負担の軽減を
- 共同募金は地域に還元されていることを PR すべき
- 共同募金の配分金で行う事業は本来税金でまかなうべき
- 避難行動要支援者名簿の配布について個人情報扱いが不安
- つむぎちゃんサポートは利用者も協力者も少ない もっと PR を
- 防災訓練は若い方を巻き込めないか
- 地区の移動手段支援について、社協も補助検討を
- 地区生活支援員に期待するが、支援員へのサポート体制も必要

意見・提言を受けて



社協ではこれらの意見・提言を踏まえて、まずはじめに社協の活用ガイドとなる総合パンフレットを作成し、PR の強化を図ります。また、提言や要望について関係の機関につなぎ、社協に関することは対応を検討して地区に示していきます。さらに、「困ったら社協」と言われるような相談の第一歩となる窓口を整えていきます。

※詳細は、ホームページに掲載の『地域福祉懇談会実績報告書』をご覧ください。



松本市心身障害者福祉センター

って知っていますか？

Q どのような施設ですか？

A 地域において就労や外出の機会を得がたい在宅の障がい者の通所施設で、孤立することなく地域社会との交流を促進できるよう、ボランティアの講師のご協力もいただき、心あたたまる「ほっと」できる居場所となっています。

やまなみ学級での様子



Q どのようなことをしていますか？

A 趣味として楽しめる講座や教室が10教室開催しています。その中でも、最も多く活動しているのは、毎週月・木曜日の週2回開催している「やまなみ学級」です。在宅の障がい者が、創作活動・機能訓練・野外学習などを通じて仲間との交流を深めることで生きがいを実感できる空間を創っています。



上 音楽講座の様子
下 体の機能を保つための訓練の様子

Q 一人で行くのは困難ですが、参加する方法はありますか？

A 障がいのある皆さまは、リフト付き送迎車の利用もできます。お気軽にお越しください。

※ご利用についてのご相談は、
右記までお問合せください。

★お問い合わせ 松本市総合社会福祉センター 1階 ☎25-3133

成年後見人等のつどい

令和5年11月12日、親族等の成年後見人等になっている方、これから利用を検討している方、制度に関心のある方を対象にした講演及び個別相談会を実施し、約60名の参加がありました。

司法書士 小松和茂氏から「成年後見制度と相続登記」をテーマにご講演いただき、主な内容は次のとおりでした。



- ☑ 成年後見制度とは病気や障がいにより判断能力が低下した方を保護し支援する民法上の制度であり、利用に際しては家庭裁判所への申立てが必要であること。
- ☑ 令和6年度から相続登記の申請が義務化されること。
- ☑ 相続発生時、相続人の判断能力が低下していると相続ができなくなり、成年後見制度の利用が必要になる可能性があること。
- ☑ 成年後見制度にはメリット・デメリットがあり、制度利用が必ずしも有益になるとは限らないこと。
- ☑ 制度利用については各関係者でよく検討すること。

★お問い合わせ

成年後見制度 相談窓口

【高齢者（65歳以上）】

高齢福祉課（松本市役所） ☎34-3214

西部福祉課（松本市役所） ☎92-3002

各地域包括支援センター

【障がい者】

障がい福祉課（松本市役所） ☎34-3212

西部福祉課（松本市役所） ☎92-3002

弁護士・司法書士による専門相談

日時：毎週火曜日 午後1時～3時

（弁護士・司法書士が交互に対応）

※要予約（前の週までにご連絡ください）

【予約・お問い合わせ】

成年後見支援センター かけはし ☎88-6699

松本市梓川梓 2288-3（梓川支所2階）

国内災害義援金・海外救援金にご協力を

日本赤十字社長野県支部松本市地区（事務局：松本市社会福祉協議会）では、国内で発生した災害に対する義援金や海外に対する救援金の受付を行っています。皆さまの心温まるご支援をお願いいたします。

受付窓口

松本市総合社会福祉センター 5階

募金箱設置場所

松本市総合社会福祉センター 1階、3階、5階窓口
松本市社会福祉協議会各地区センター窓口

現在受付中の義援金・救援金

令和5年7月7日からの大雨災害義援金
(福岡県支部、石川県支部)

アフガニスタン人道危機救援金

ウクライナ人道危機救援金

イスラエル・ガザ人道危機救援金



- 日本赤十字社長野県支部松本市地区でお預かりした義援金・救援金は、全額、長野県支部へ送金し、国内義援金は、市区町村を通じて、被災者の方々へ生活支援として、一人ひとり現金にて届けられます。海外救援金は、被災国の赤十字社等が行う支援（医療や衣食住支援等の緊急救援や復興支援、保健衛生活動を展開）に役立てられます。
- 義援金・救援金は、直接口座へのお振込み等による寄付も受け付けております。
詳しくは、ホームページ
(右記 QR コード) をご確認ください。



★お問い合わせ 地域福祉課 ☎27-3381

日本赤十字社
公式キャラクター

ハートちゃんのご紹介



ハートちゃんは、「苦しんでいる人を救いたい」そんな熱く優しい心で、日本赤十字社のボランティアとして一生懸命働く、ハートランドの森の精です。トレードマークは、生まれつきおでこにある赤い十字の模様です。一緒に「日本赤十字社」のさまざまな活動をたくさんの人に知ってもらい、参加してもらえよう、頑張っています。



YouTube

松本市
社会福祉協議会

松本市協会の
活動情報を発
信いたします。



是非ご覧ください!

(旧Twitter)



FOLLOW US

@m_syakyo

https://twitter.com/m_syakyo/

ホームページも
見に来てね!



松本市社協

検索



発行：社会福祉法人 松本市社会福祉協議会

住所：〒390-0833 松本市双葉4番16号

Email: syakyoum@avis.ne.jp

ホームページ: http://www.syakyo-matsumoto.or.jp

編集：「社協まつもと」編集事務局

電話：27-3381 FAX: 27-2239